

令和8年度 東大路通渋滞緩和に係る情報発信強化の業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度 東大路通渋滞緩和に係る情報発信強化の業務（以下「本業務」という。）

2 本業務の目的・概要

本市では、過年度から、地元住民、関係者、京都府警等の関係機関との連携の下、東山地域の交通の円滑化及び安全快適な歩行空間の創出のため、例年11月下旬に、臨時交通規制等を実施し、東大路通等の渋滞対策に取り組んでいる。

しかし、東大路通南行（三条～五条）においては、臨時交通規制等の交通対策をもっても渋滞緩和に至らないことから、令和6年度は、東大路通沿道に目的のない車両を堀川通へ迂回誘導するため、東大路通南車線の利用制限等の「東大路通社会実験」（以下、「実験」という。）を実施した結果、迂回誘導には一定の効果があつた。

令和7年度において、SNS等を活用した情報発信や電子表示板による情報発信を実施した結果、令和6年の実験と同等の改善ができた。

本業務は、令和6年度、令和7年度の結果を踏まえ、SNS等を活用することにより、東大路通南行車両が堀川通へ迂回誘導する行動変容を促すことを目的とする、東大路通渋滞緩和に係る情報発信する業務委託である。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

4 委託業務の内容

（1）堀川通への迂回誘導の促進及び東大路通渋滞緩和に係る情報発信の検討及び実施

ア 東山地域を訪れる観光客を主なターゲットとし、「旅マエ」「旅ナカ」のタイミングに応じた効果的な情報発信を比較検討のうえ、戦略的な運用手法を提案し、本市と協議すること。なお、「旅ナカ」は11月下旬の臨時交通規制の期間であり、「旅マエ」は同期間までを想定している。

イ 上記アの発信においては、東山地域へ流入が多いとされる近畿圏や中部圏の地域在住者（特に、京都府、大阪府、滋賀県、愛知県、兵庫県）に、ターゲットを絞って、SNSやリスティング広告等を活用すること。

ウ 上記情報発信にあたり、本市と協議のうえ、アクセス数の目標を設定し、目標値の達成を目指すこと。

（2）バナー・WEBページの追加・修正

本市の指示により、バナーやWEBページの追加、記載内容の追記修正など、修正作業を行うこと。昨年度は京都市情報館にランディングページを作成し、情報発信を実施した。（資料1参照）

（3）情報発信の効果検証

本業務の効果を検証するため、配信による事業効果を示す指標を設定し、事業効果データを収集すること。事業効果を示す指標などは本市と協議のうえ実施する。

効果検証の報告は、必ず12月上旬までに一度実施すること。効果検証に時間が掛かる場合であっても、速報版を提出すること。

また、「6（6）成果物」の「本委託業務報告書」に効果検証の内容を盛り込むこと。

5 留意事項

- ・複数の情報発信の方法や媒体を検討すること。
- ・混雑緩和に向けて、東大路通（三条～五条）の混雑を伝え、堀川通への迂回誘導のメリットをわかりやすく提案すること。なお、同提案の内容は、京都府警との協議が必要となり、当該協議により修正等が生じた場合は、柔軟に対応すること。
- ・SNS等の情報発信を行う際は、本市と協議のうえ実施すること。また、情報発信の時期に応じた調整が必要な場合は修正に応じること。
- ・SNS等の情報発信は、実写・アニメーションを問わないが、出演者や協力者に関する交渉も受託者において行うこと。肖像権、差別用語等の人権に関する配慮及び個人情報については十分に注意を払うこと。また、人物を撮影する際は、必要な肖像権の処理を行うこと。なお、撮影に際して必要となる、使用料、出演料、謝礼金等の費用は本業務の費用に含む。また、寺社等の写真データ等は本市からは提供しない。

6 委託業務の進行等

(1) 業務スケジュールの調整

受託者は業務開始に先立ち、今後の業務スケジュールを作成し、本市へ届け出て承認を得ること。事業実施の調整過程においては、適宜本市と情報共有し、本市による指示の機会を設けること。

(2) 進捗状況の報告

受託者は、業務進捗状況その他必要事項について、適宜、本市へ報告を行うこと。

(3) 協議事項

本仕様書に定めのない事項及び業務遂行に当たり疑義が生じた場合は、本市と受託者の協議により、その解決を図ること。

(4) 情報共有について

受託者と本市との協議にあたっては、情報共有のため、打合せ簿を作成すること。打合せ簿は、本市が指定する様式とする。受託者が作成した打合せ簿は、本市、受託者それぞれ確認すること。

(5) 再委託について

受託者は、本市の文書による承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託し（以下「再委託」という。）、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、本市は再委託について承認しない。

(6) 成果物

受託者は、業務終了時に次の報告書等を提出する。

- ア 本委託業務報告書 1部
- イ 本業務で使用した各種データ 一式
- ウ その他、本市が指示するもの

7 その他

(1) 業務内容の変更等に伴う取扱

本業務委託は、今後の関係行政機関等との協議・調整結果により、実施内容や数量等に変更が生じる可能性がある。当該事象が生じた場合は、受発注者の協議に基づき柔軟かつ適正に業務を遂行すること。

(2) 秘密保持義務

本委託業務によって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

(3) 個人情報の保護

個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。

(4) 損害賠償

本委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、すべて受託者の責任において処理すること。

(5) 著作権の取扱い

ア 本事業における成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利を含む。）については、本市に帰属するものとする。また、本事業終了後においても本市がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うに当たり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとするとともに、作者人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。

イ 成果物に使用される全てのものは、必ず事前に著作権、肖像権等の権利の了承を得てから使用すること。

ウ 成果物に使用される全てのものは、権利者により二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得たうえで使用すること。なお、その際必要となる一切の手續及び使用料の負担等は受託者が行うこと。

エ 本事業による成果物については、使用料その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。

オ 成果物の著作権及び肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、本市は責任を負わない。

【広告発信に使用した画像】

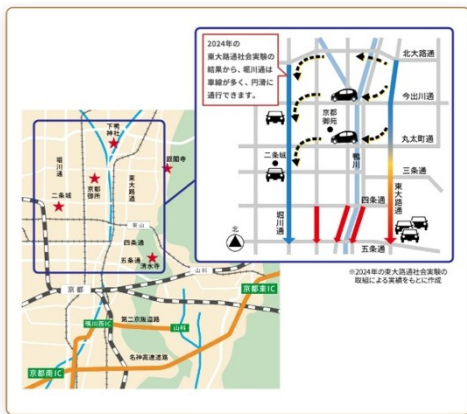


【WEB ページ】

広告画像の「スムーズな走行ルートはこちら」をクリックすると、下記のページが表示されます。



🚗 迂回ルートのご案内 🚗



🚗 周辺エリアの交通規制 🚗

